

第1編 社会的養育の推進に向けて【抜粋・要約】

1. 社会的養護の現状

(1) 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う (定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホーム数	446か所
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人			
		親族里親	631世帯	569世帯	819人			
					委託児童数	1,718人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,08人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

小規模グループケア	2,197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和4年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和3年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和3年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員、現員(令和4年3月31日現在)及び職員数(令和3年10月1日現在)は家庭福祉課調べ

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

第2編 新しい社会的養育ビジョン

（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 平成29年8月）

<要約編>

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年児童福祉法改正では、**子どもが権利の主体であることを明確にし**、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、**家庭養育優先の理念**を規定し、実親による養育が困難であれば、**特別養子縁組による永続的解決**（パーマネンシー保障）や**里親による養育**を推進することを明確にした。これは、国会において全会一致で可決されたものであり、我が国の社会的養育の歴史上、画期的なことである。

本報告書は、この改正法の理念を具体化するため、「**社会的養護の課題と将来像**」（平成23年7月）を**全面的に見直し**、「**新しい社会的養育ビジョン**」とそこに至る工程を示すものである。新たなビジョン策定に向けた議論では、在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題と改革の具体的な方向性を網羅する形となったが、これらの改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めなければ、我が国の社会的養育が生まれ変わることはない。

このビジョンの骨格は次のとおりであり、各項目は、工程に基づいて着実に推進されなければならない。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図らなければならない。

例えば、多くの子どもがその生活時間を長く過ごしている保育園の質の向上および子ども家庭支援として、対子ども保育士数の増加やソーシャルワーカーや心理士の配置等を目指す。さらに、貧困家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、子どもの状態に合わせた多様なケアを充実させるとともに、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立、特に自立支援や妊産婦への施策（例えば、産前産後母子ホームなど）の充実を図る。

中でも、虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。

他方、**親子分離が必要な場合**には、一時保護も含めた代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、代替養育はケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。**代替養育は家庭での養育を原則とし**、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「**できる限り良好な家庭的な養育環境**」を提供し、**短期の入所を原則とする**。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。代替養育に関し、児童

第4編 里親委託ガイドライン

（平成23年3月30日（最終改正：令和3年3月29日） 厚生労働省）

1. 里親委託の意義（抜粋）

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、予期せぬ妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

児童福祉法（以下「法」という。）において・・・

2. 里親委託の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって最も自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
 - ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。

このため、特別養子縁組や普通養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。

第11編 里親及びファミリーホーム養育指針

（平成24年3月29日 厚生労働省）

第I部 総論

1. 目的（省略）

2. 社会的養護の基本理念と原理（児童養護施設運営指針と同じ）

3. 里親・ファミリーホームの役割と理念（抜粋）

(2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・ 里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、**養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」**である。
- ・ また、社会的養護の担い手として、**社会的な責任**に基づいて提供される養育の場である。
- ・ 社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、**家庭外の協力者なくして成立し得ない**。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・ 里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

4. 対象児童（省略）

5. 家庭養護のあり方の基本

(1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・ 家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。
- ・ 社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

① 一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・ 同一の**特定の養育者**が継続的に存在すること。
- ・ 子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

② 特定の養育者との生活基盤の共有

- ・ 特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、**生活の本拠**を置いて、子どもと起居をともにすること。
- ・ 特定の養育者が共に生活を継続するという**安心感**が、養育者への**信頼感**につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③ 同居する人たちとの生活の共有

- ・ 生活の様々な局面や様々な時をともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をともに体験すること。

2 児童の現在の状況

① 児童の現在の年齢（里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム）

児童の平均年齢は、里親が10.2歳（前回9.9歳）、児童養護施設が11.5歳（前回11.2歳）、児童心理治療施設が12.9歳（前回12.7歳）、児童自立支援施設が14.0歳（前回14.1歳）、乳児院が1.4歳（前回1.2歳）、母子生活支援施設が7.3歳（前回7.4歳）、ファミリーホームが11.6歳（前回11.2歳）、自立援助ホームが17.7歳（前回17.5歳）であった。

② 児童の委託（入所）時の年齢（里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム）

児童の委託時または入所時の年齢は、里親、児童養護施設及びファミリーホームでは**2歳**、児童心理治療施設では**12歳**、児童自立支援施設では**13歳**、乳児院では**0歳**、自立援助ホームでは**18歳**が最も多くなっている。

また、6歳未満で委託または入所した児童は、乳児院の全部をはじめ、里親で56.7%（前回56.1%）、児童養護施設で50.2%（前回52.9%）、ファミリーホームで33.9%（前回34.6%）となっている。12歳以上で入所した児童は、児童養護施設で15.8%（前回13.9%）、児童心理治療施設で40.5%（前回39.6%）、児童自立支援施設で81.4%（前回88.7%）となっている。

◆ 委託時又は入所時の年齢別児童数

	第1位	第2位	第3位	平均年齢
里親	2歳 (14.5%)	0歳 (11.0%)	1歳 (10.3%)	5.9歳
児童養護施設	2歳 (19.5%)	3歳 (13.0%)	4歳 (8.3%)	6.4歳
児童心理治療施設	12歳 (14.7%)	13歳 (12.7%)	10歳 (12.1%) 11歳 (12.1%)	10.7歳
児童自立支援施設	13歳 (31.4%)	14歳 (25.6%)	12歳 (15.0%)	12.9歳
乳児院	0歳 (72.0%)	1歳 (16.8%)	2歳 (4.8%)	0.3歳
ファミリーホーム	2歳 (7.7%)	3歳 (7.3%)	4歳 (6.9%)	8.2歳
自立援助ホーム	18歳 (27.4%)	19歳 (25.6%)	17歳 (20.1%)	17.7歳

③ 児童の委託（在所）期間（里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム）

児童の委託期間または在所期間は、「1年未満」が多く*、期間が長くなるに従い児童数が漸減する傾向となっている。

また平均委託（在所）期間は、里親4.5年（前回3.9年）、児童養護施設5.2年（前回4.9年）、児童心理治療施設2.2年（前回2.1年）、児童自立支援施設1.1年（前回1.0年）、乳児院1.4年（前回1.2年）、ファミリーホーム3.6年（前回2.9年）、自立援助ホーム1.1年（前回0.9年）となっている。

注）「ファミリーホーム」委託期間は、ファミリーホーム制度創設以前における里親委託期間を含む。

* 教材作成者：注）児童心理治療施設以外では「1年未満」が最も多く、児童心理治療施設のみ「1年以上2年未満」が最も多い。